| | 特別支援教育の充実 (小・中)

- 個々の教育的ニーズの把握と全校体制による教育的支援 -





全教職員がインクルーシブ教育システムの理念を理解し,特別支援教育に関する専門性の向上に努める必要がある。学校においては,障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに,障害のある子供の自立と社会参加を見据え,一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備する必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

- ●特別な支援が必要な児童 生徒の増加が課題。
- ◇「校内支援体制・教師の専門性の向上」に重点。

(1) 指導体制の改善・充実を図る

- ① 校長のリーダーシップのもと,学校経営計画に特別支援教育についての基本的な考え方や基本方針を示し,全教職員が協力し,組織的,計画的に推進する。
- ② 特別支援学級担当教員の適切な配置やその資質の向上を図る。
- ③ 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内教育支援委員会等の機能化を図り、通常の学級に在籍 する障害のある児童生徒の**支援体制の充実**を図る。
- ④ 校内研修等を通して特別な支援を必要とする児童生徒への具体的な指導方法,指導上の留意点等について理解を深め**専門性の向上**に努める。
- ⑤ 特別支援学級の弾力的運用として通常の学級に在籍する児童生徒が、特別支援学級で支援が必要な場合には、校内委員会や保護者との相談等により柔軟に対応できるよう校内支援体制の整備を図る。
- ⑥ 特別支援教育支援員等の活用については、特別支援教育コーディネーターを中心に、担任や学年職員 などと連携を取り合い、児童生徒への支援が円滑に行われるようにする。

(2) 通常の学級における特別支援教育の充実

- ① 通常の学級においても、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮の提供、適切な指導や支援を行う。
- ② 特別な支援を必要とする児童生徒のつまずきや行動の背景を理解するとともに、温かい学級経営及び 全ての児童生徒にとって分かりやすい授業づくりに努める。

(3) 特別支援学級・通級指導教室の教育課程の充実

- ① 児童生徒の障害の状態・特性等や学級の実態に即した教育課程を編成する。
- ② 教育課程の編成に当たっては、小・中学校学習指導要領を踏まえ、必要に応じて特別支援学校の小・中学部学習指導要領を参考にする。
- ③ 児童生徒の個々の障害の状態や特性などを的確に把握し、家庭、教育、医療、福祉等による連携した教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成する。また、授業や学校生活での目標、具体的な学習内容・方法など、きめ細やかな指導が行えるよう「個別の指導計画」を作成し、適宜、追記、修正等を行うなど活用に努める。
- ④ 特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との**交流及び共同学習**は、児童生徒の実態等を十分に考慮して、**学校全体の教育計画に位置付けて推進**する。
- ⑤ 通級指導教室における自立活動は、特別支援学校の指導要領を参考にし、児童生徒の障害の状態を 踏まえて必要とされる項目を選定し、一人一人に応じた指導を行う。

■関連資料■ ■

◎『障害のある子供の教育支援の手引』

文部科学省 令和3年

◎『個別の教育支援計画の参考様式について』

文部科学省 令和3年

◎『新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告』

文部科学省 令和3年

◎『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン』

文部科学省 平成29年

| | 特別支援教育の充実 (高等学校)

- 高等学校における障害のある生徒の学びの場の整備・連携強化 -





インクルーシブ教育システムの理念の実現を目指し,特別支援教育を進展させていくために,障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備が必要である。

本県においては、平成30年度から「高等学校における通級による指導」が実施されている。

障害のある子供の自立と社会参加を見据え,一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう,校内支援体制を整備し組織的な取組,義務教育段階からの連続性のある学びの場の充実が必要である。

ここがポイント(取組の重点)

- ●特別な支援が必要な生徒 の多様化が課題。
- ◇「校内支援体制・教師の専門性の向上及び引継ぎ」に 重点。

(1) 特別支援教育を推進するための学校全体の協力体制づくり

- ① 校長のリーダーシップのもと,学校の重点目標,経営方針等へ特別支援教育の推進に係る項目を設定し 特別支援教育コーディネーターを中心に,全職員の協力体制づくりに努める。
- ② 校内委員会において,生徒の実態把握を行い,学校全体ですべての学級に在籍する特別な教育的支援の必要な生徒の支援体制の充実に努める。
- ③ 校内研修等を通して特別な教育的支援を必要とする生徒への具体的な指導方法,指導上の留意点等について理解を深め,**専門性向上**に努める。
- ④ 合理的配慮の提供について**合意形成**に向けた本人·**保護者との建設的対話を丁寧に行い,組織的**に対応するための校内体制を整備する。
- ⑤ 特別支援教育支援員等の活用については,特別支援教育コーディネーターを中心に,管理者や担任,関係職員などと連携を取り合い,生徒への支援が円滑に行われるようにする。
- ⑥ 高等学校における通級による指導,担当教諭の適切な配置やその資質向上を図る。
- ⑦ 併設型高等支援学校や特別支援学校との交流及び共同学習を推進し,共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにする。

(2) 生徒一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実

- ① 適切な個別の教育支援計画,個別の指導計画を作成·活用するなど,一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的,組織的に行う。
- ② 必要に応じて,特別支援学校のセンター的機能の活用や教育事務所に設置している巡回アドバイザー,専門家チームの派遣を要請し専門的な知見の活用を図る。
- ③ 中学校,特別支援学校,大学,福祉・労働等の関係機関と連携し,一貫した指導の充実に努める。
 - ア 中学校で作成された,個別の教育支援計画や個別の指導計画を引き継ぐとともに,必要に応じて特別支援教育コーディネーター間の情報交換を推進する。
 - イ 個別の教育支援計画等を活用するなどして,個々の生徒が必要とする支援に関する情報を大学又は企業等 の進路先へ引き継ぐことで,支援の継続を推進する。

(3) 高等学校における通級による指導の充実

- ①「高等学校における通級による指導」の理解,周知を図り,それぞれの障害に応じた適切な支援や指導の充実等に向けた体制を整備する。
- ② 特別支援学校との連携を強化し担当する教員の「自立活動」に関する専門性を高めるなど、「高等学校における通級による指導」を担う人材育成に取り組む。

■関連資料■ ■

◎『障害のある子供の教育支援の手引』

文部科学省 令和3年

◎『個別の教育支援計画の参考様式について』

文部科学省 令和3年

◎『新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告』

文部科学省 令和3年

◎『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン』

文部科学省 平成 29年

◎『高等学校における「通級による指導」実践事例集』

文部科学省 平成 29 年

| 12 | 自立活動の充実 (特別支援学校)



- 心身の調和的発達の基盤を培い、自立を目指した主体的活動の推進 -

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、 もって心身の調和的発達の基盤を培うことに努めることが重要である。

なお、学習指導要領において、自立活動は6区分27項目で示されているが、個々の幼児児童生徒の状態を踏まえて必要とされる項目を選定し、一人 一人に応じた指導内容を設定して指導する必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

- ●障害による学習上または生 活上の困難を主体的に改 善・克服する。
- ◇一人一人に応じた指導内 容を設定し指導。

(1) 個別の指導計画を作成し、具体的な指導事項の設定を図る

- ① 個別の指導計画の作成に当たっては、個々の幼児児童生徒の障害の状態、発達や経験の程度興味・関心、 生活や学習環境等を的確に把握し、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設 定する。特に、中・高等部においては、学級担任はもちろん、指導に関わる全ての教師の連携のもとに作成 する。
- ② 指導計画の作成に当たっては,各教科,道徳科,外国語活動,総合的な学習(探究)の時間及び特別活動の 指導と**密接な関連**を保つようにし,**計画的、組織的に指導**を行う。
- ③ 指導に当たっては、幼児児童生徒が興味関心をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯 定的に捉えることができるような指導内容を取り上げる。
- ④ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するためには,個々の児童生徒が活動しやすいように自 ら環境を整えたり,必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に 取り上げる。
- ⑤ **幼児の活動並びに児童生徒の学習状況や結果を適切に評価**し, 個別の指導計画や具体的な指導の改善に活かすように努める。

(2) 指導体制の充実を図る

- ① 自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行う。
- ② 自立活動の個別の指導計画の作成や実際の指導に当たっては,専門の医師及びその他の専門家との連携を図り,指導助言を求めるなどして適切な指導ができるようにする。
- ③ 自立活動の時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を通して効果的に指導ができるようにする。
- ④ 自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるように,個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図る。

■関連資料■ ■

- ◎『特別支援学校 高等部学習指導要領』
- ◎ 『特別支援学校学習指導要領解説総則編(幼・小・中)』
- ◎『特別支援学校学習指導要領解説 -自立活動編-』

文部科学省 平成31年

文部科学省 平成30年

文部科学省 平成30年

| 3 校内教育支援の充実(幼・小・中・高・特別支援学校)





平成 25 年 9 月学校教育法施行令の一部改正により、就学に関する手続き について,本人及び保護者への十分な情報提供を行うこと,関係者の総合的 な判断や保護者との合意形成等, 丁寧な対応が求められている。また, 就学 先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、子供の障害の状態のみ に着目して画一的に検討を行うのではなく、子供一人一人の教育的ニーズ、 学校や地域の状況,保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して,個別に判

ここがポイント(取組の重点)

- ●教育的ニーズの把握・整 理、学びの場の見直しが課
- ◇教育相談·校内教育支援 委員会の充実を図る

断・決定することが重要である。小・中・高・特別支援学校においては,障害の状態や個々の発達の程 度、適応状況等、児童生徒に対して個別の教育支援計画を作成し、望ましい学習環境の整備(基礎的 環境整備,合理的配慮)と適切な教育相談や教育支援を継続して行う必要がある。

(1)校内教育支援委員会の充実を図る

- ① 幼児児童生徒の障害の程度や能力・特性等に応じた適切な教育支援を推進するため,各学校に校長, 教頭,部主事,教務主任,特別支援教育コーディネーター,養護教諭等で組織する校内教育支援委員会 を設置する。
- ② 教育支援委員会では,幼児児童生徒の適切な就学に関することについて,要項等を定め,障害の種類, 程度や必要な教育的支援について専門的な立場から審議を行い,対象となる幼児児童生徒及び保護者 へ,適切に相談や支援を行う。
- ③ 子供一人一人の発達の程度,適応の状況,各教科等の学習の習得状況,自立活動の指導の状況,交 流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら保護者を含めた全ての関係者で共通確認を行 う。また,教育的ニーズの変化に応じた**学びの場の柔軟な見直し**に努める。

(2) 教育相談・支援の充実及び関係機関との連携を図る

- ① 特別支援教育コーディネーターを中心に、教職員は校内や校外の研修に積極的に参加し、教育相談の 方法や取り組む姿勢等の**専門性の向上**に努める。
- ② 医療及び保健,福祉機関,市町村教育委員会の関係機関等との連携を図りながら,障害のある幼児児 童生徒の教育相談,就学相談の充実に努める。
- ③ 保育所, 幼稚園及び小·中·高·特別支援学校が連携し, 体験入学, 学校参観, 交流及び共同学習, 就 学相談等を積極的に実施する。
- ④ 当該児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ,関係機関等と支援に関する必要な**情報の共有**を図り 切れ目なく確実に引き継がれるよう努める。

■関連資料■ ■

◎『新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告』

文部科学省 令和3年

◎『障害のある子供の就学支援の手引

~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて~』

文部科学省 令和3年

沖縄県

◎『沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会条例』

平成 26 年

◎ 『学校教育法施行令の一部改正』

文部科学省 平成 25 年

14 交流及び共同学習の推進 (sh·小·中·高·特別支援学校)

- 幼児児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成 -



交流及び共同学習は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性 を尊重し合える共生社会の実現をめざしており、幼児児童生徒の社会性や豊 かな人間性を育てる上で,重要な役割を果たしている。そのため,幼稚園, 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の幼児児童生徒間の交流及び共 同学習や地域の人々と活動を共にする機会を積極的に設け、同じ社会に生き る人間として, 共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう, 計画的,組織的に実施できるようにする必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

- ●地域の人々などと活動を共 にする機会の推進。
- ◇「交流の側面」と「共同学 習の側面」の双方に重点。

また,特別支援学級の児童生徒との交流及び共同学習は,日常の様々な場面で活動を共にすることが可 能であり,双方の児童の教育的ニーズを十分把握し,校内の協力体制を構築し,効果的な活動を設定する ことなどが大切である。

(1) 交流及び共同学習の目的

- ① 障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育む 機会となる。(交流の側面)
- ② 教科等のねらいの達成を目的とする (共同学習の側面)を踏まえ,その目的を達成すること。 この二つの側面を分かちがたいものとして捉え,推進する。

交流及び共同学習の展開 (2)

- ① 関係者の共通理解: 学校の教職員, 子供たち, 保護者等の当該活動に関わる関係者が, 取組の意義やねらい 等について、十分に理解し、共通理解をもって進める。
- ② 体制の構築: 教職員によって交流及び共同学習に関する理解や取組状況が異なることから, 個々の教職員の 取組に任せるのではなく,校長のリーダーシップの下,学校全体で組織的に継続して取り組む。
- ③ 指導計画の作成:教育課程上の位置付け,評価計画,交流及び共同学習の形態や内容,回数,時間,場所,相 手校・相手学級との役割分担,協力体制等について,担当する教職員間で事前に十分に検討し,無理なく継続 的に行えるよう活動を計画する。また、単発のイベントやその場限りの活動ではなく、継続的な取組として年間指 導計画に位置付ける。
- ④ 活動の実施:事前に,活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。 障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう, 子供たちが主体的に取り組む活動にす
 - 事前学習で振り返りを行うとともに,その後の日常の学校生活において,障害者理解に係る丁寧な指導を継続
- ⑤ 評価:活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。 また、活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

家庭や地域社会との連携及び協働,世代を越えた交流 (3)

- ① 家庭や地域の人々とともに児童生徒を育てていくという視点に立ち,家庭,地域社会との連携を深め,学校内 外を通じた児童生徒の生活の充実と活性化を図る。
- ② 地域の人々や児童生徒向けの学習機会の提供,地域社会の一員としての教師のボランティア活動を通して,家 庭や地域社会に積極的に働きかけ、それぞれがもつ本来の教育機能が総合的に発揮されるようにする。
- ③ 高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設け,高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育み, 異年齢の子供など地域の様々な人々との世代を超えた交流を図る。

■関連資料■■

- ◎『交流及び共同学習ガイド』
- ◎『特別支援学校教育要領·学習指導要領総則編(幼・小・中)』

文部科学省 平成31年

文部科学省 平成 30 年